

長	副長	長	副長	長	副長

陸普第一九六七號

海外部隊及海外邦人ニ對スル食糧、衣料、衛生材料其他所要
物資ノ補給並ニ宿營施設ニ關スル件通牒

昭和二十年十月五日 陸軍大臣 官

第二總軍參謀長殿

首題ノ件別紙ノ如ク決定セラレタルニ付通牒ス

通牒先 第一、第二總軍、内地各軍管區、航本、連司

陸

受付
第 17 號
20.10.8.
陸軍省

東京 小津納

0582

海外部隊及海外邦人ニ對スル食糧衣料衛生材料
其他所要物資ノ補給並ニ宿營施設ニ関スル件

昭三〇一〇四
次官會議決定

海外部隊及海外邦人ニ對スル食糧衣料衛生材料 其他所要物資

補給並ニ内地歸還後ニ於ケル宿營施設ニ付テハ左ニ依リ各省ニ於テ担
任ニ關係各省ノ緊密ナル連絡ニ依リ其實施ニ遺憾ナキヲ期スル

モトス

(一) 現地自活不可能ナル地域ニ對スル物資ノ補給

現地自活不可能ナル別記地域ニ對シテハ補給物資ノ調達 出發

地ニ於ケル集積 保管及積込ハ軍ノ存スル間ハ軍ニ於テ担任シ

軍ノ復員後ニ於テハ復員事務ノ所管廳ニ於テ担任スルモトス

(二) 海上輸送間 物資補給

海上輸送間ノ物資補給ニ付テハ陸軍省 海軍省ノ協力ノ下ニ

農林省 商工省 厚生省等ニ於テ調達ノ上出港地ニ集積シ運輸
省ニ於テ保管積込ヲ担任スルモノトス

(海軍艦船ニ依ル輸送ノ場合ニ在リテハスベテ海軍省ニ於テ担任ス
ルモノトス)

(三) 内地 上陸後ノ補給及宿営

(一) 軍所屬者ニ對シテハ地方廳又ハ各省 出先機關協力ノ下ニ

軍(軍復員後ニ於テハ復員事務ノ所管方)ニ於テ担任スルモノトス

(四) 一般歸還邦人ニ對シテハ農林省 商工省 厚生省等ニ於テ物

資ヲ調達シ上陸地ニ集積シ上陸地ニ設置セラルベキ引揚民事

務所ニ於テ保管交付スルモノトス

内地 上陸後ニ於テ一般歸還邦人ノ宿営施設ハ厚生省ニ於テ

担任シ引揚民事務所ニ於テ管理スルモノトス

0584

（四）海外部隊及海外邦人ノ歸還ニ関スル上陸地、各省關係中先機
関、連絡ヲ緊密ナラシムル爲、各機關、連絡委員會ヲ設置
スルヲ又ハ、共同事務所ヲ設ケ、歸還対策事務、用滑ナ
ル遂行ヲ期スルモトス

目下設置ヲ予想セラル、機關左ノ如シ

軍關係機關（陸軍、海軍） 運輸省關係機關（船舶、鐵道）

檢疫關係機關 府県、引揚、民事事務所

記

現地自活不可能ナル地域

ニューギニア 南東太平洋（除ラバウル） 中部太平洋 比島沖繩

0585